

令和8（2026）年度 室蘭養護学校 学校経営方針

学校教育目標

「夢や可能性に向かい、心豊かにたくましく生きることができる」児童生徒の育成

育てたい児童生徒の姿

- 「毎日笑顔で生き生きと、楽しく過ごすことができる」児童生徒
- 「自己選択、自己決定ができる」児童生徒
- 「思いやりをもって、人とかわり協力しながら取り組むことができる」児童生徒
- 「主体的に学び、生活することができる」児童生徒

目指す本校の姿「児童生徒を中心に特色ある学校作り」

- 児童生徒が「安心安全に毎日来たい、学びたい、生活したい」学校
- 保護者が「(学校を)信頼することができる、また、連携した取組ができる」学校
- 地域等が「(学校の取組を)理解することができる、また、協働した取組ができる」学校
- 教職員が「児童生徒、保護者、地域等のことを理解し、熱意をもって取り組む」学校

令和8（2026）年度 重点目標

児童生徒が学びをつなげることができる、児童生徒を中心につながることができる、児童生徒が大好きな学校  
～児童生徒を真ん中に、児童生徒を主語とした、特色ある教育活動の推進～

指導の重点

- 児童生徒一人一人が成長し、学びを継承できる、状況等の把握及び根拠に基づいたポジティブ行動支援による指導
- 児童生徒一人一人が分かる授業実践及び適応・応用できる授業実践、校内の連携協働及び校外との連携協働した授業実践

経営の重点

- 児童生徒のウェルビーイングの向上、また、児童生徒が笑顔になるための、教職員、保護者、地域等（地域の特別支援教育の充実を含む）のウェルビーイングの向上
- 児童生徒が安心安全に学び、生活することができる、教育課題への対応及び教育環境の整備

指導方針「風通しの良い指導」

- 児童生徒を主語に、教務（指導組織・分掌組織・各種委員会）、寄宿舎（指導組織・分掌組織）、事務部の協働によるキャリア教育の視点を踏まえた共創する教育課程の編成・実施・評価・改善
- 児童生徒の意見も踏まえた一人一人の状況等の把握、また、個別最適な学び及び協働的な学びの実現に向け、児童生徒の人権尊重、ウェルビーイングの向上を踏まえたチームによる指導
- 知的障がいや発達障がい等、障がいの特性や医療的ケア等の対応を理解した根拠に基づく指導
- 学習指導要領に基づく、知的障がいの教科や自立活動等についての理解及び順序性や系統性を踏まえた根拠に基づく指導
- 就学、進級、進学、卒業等、各ステージ段階を見据えた、児童生徒の学びの定着及び継承のための、(各学部、寄宿舎間などの)指導内容等の共有及び共通理解による指導
- 保護者、関係機関等と連携した「個別的教育支援計画」、「個別の指導計画」等の活用による、PDCA マネジメントサイクル
- コミュニティ・スクールからの示唆も含め、「地域も教場に、地域の人も指導者に」、地域資源等を積極的に活用した地学協働の視点を踏まえた指導及び交流及び共同学習の充実
- 人権、災害、防災、防犯、給食、情報等、命を守るための安全教育はもとより、生徒指導、保健指導、摂食指導、食育等の充実及び関係機関と連携した即時対応
- 進路や就学、福祉制度・サービス、指導支援の方法などについて、関係機関、本庁、教育局、特セン等も含め、校内外における共通理解及び連携協働した指導
- 児童生徒を肯定的に捉え、良さを引き出し成長につなげる、ポジティブ行動支援による指導及びICT 機器の効果的な活用（児童生徒が効果的に活用することも含む）による指導

経営方針「風通しの良い経営」

- 児童生徒の命、学びを最優先した、安心安全な教育活動、災害時における地域と連携した児童生徒及び教職員の安全管理、また、有事の際の迅速かつ丁寧な対応の徹底
- 持続可能で誰一人取り残さない社会の実現を目指す(SDGs)とともに、必要な資質・能力を育成する教育(ESD)の推進
- 児童生徒への円滑な指導のため、重点や方針のほか、教務(指導組織・分掌組織・各種委員会)、寄宿舎(指導組織・分掌組織)、事務部等の業務について、共通理解に基づく教育活動の推進
- 児童生徒、保護者、教職員等、校内外における学校に関する情報や予算、物品等についての徹底した管理運営
- 働き方改革を意識したICTの活用、また、業務内容の精査(スクラップ&ビルド)及び効率的な会議等の実施
- 児童生徒の見本となるよう、教職員の服務規律を意識した社会人としての行動の徹底及び児童生徒のための効果的な働き方改革を通じた教職員のウェルビーイングの向上
- 校内外の研修等への参加促進、日常業務を通じた研修(OJT)、関係機関や地域からの学びによる教職員の専門性の向上
- 学校の教育活動のほか、教育情勢等についての保護者、地域等への丁寧な情報発信及び共通理解の徹底
- PTA活動及びコミュニティ・スクールからの示唆も含めた地域等との協働(地域資源の活用)及び交流及び共同学習の充実など、地学協働及び共生社会の形成の視点を踏まえた社会に開かれた教育活動の推進
- 本校から地域への発信や支援等も含め、関係各所と連携した地域全体の特別支援教育の充実を図り、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を推進
- スクールバスの安全・安心な運行体制及び児童生徒数増加に伴う校舎及び教育環境の整備や活用、また、適正な就学指導及び進路指導に向けた、本庁、教育局、特セン等と連携した校内外における取組の徹底

教務（指導組織・分掌組織・各種委員会）

寄宿舎（指導組織・分掌組織）

事務部